

木造住宅の耐震診断・耐震補強を支援します

地震に強いまちづくりを推進するため「木造住宅耐震診断士派遣事業」と「木造住宅耐震補強工事の補助事業」を実施しています。

■木造住宅耐震診断士派遣事業

耐震補強を促進するために、耐震診断士を派遣して、木造住宅の耐震診断を行います。

▶申込要件：昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築された木造住宅 など

※昭和56年6月1日以降に増築などをしていない場合は、対象にならないことがあります。

▶耐震診断費：無料

▶申込期間：4月15日(水)～7月31日(金)午後5時15分

▶受付予定件数：4件 ※予定件数に達した時点で終了

■木造住宅耐震補強工事の補助事業

地震発生時、木造住宅の倒壊などによる被害を防止するため、木造住宅の耐震改修工事などの費用を補助します。

▶申込要件

○昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築された耐震性のない木造住宅
○市内に営業所などがある業者が工事すること
○令和9年3月末までに工事が完了すること など

▶補助額：耐震改修工事に要する費用の4/5（上限115万円）

※【リ・バース60】耐震改修利子補給制度を利用する場合：耐震改修工事に要する費用の2/5（上限57万5,000円）

※【リ・バース60】耐震改修利子補給制度とは、住宅金融支援機構の【リ・バース60】により耐震改修のための融資を受ける際に、国が金利負担を軽減する制度です。

▶申込期間：4月15日(水)～7月31日(金)午後5時15分

▶受付予定件数：1件 ※予定件数に達した時点で終了

☎ 谷和原庁舎住まい開発政策課（内線5402）

マンション管理計画認定制度をご存じですか？

「マンション管理計画認定制度」とは、マンションの管理計画が一定の基準を満たす場合に、地方公共団体から認定が受けられる制度です。本市では令和6年4月から本制度を運用しており、令和7年11月に市内で初めて「センチュリーつくばみらい平（陽光台1丁目1-2）」のマンション管理計画を認定しました。

認定を受けると、マンション市場での適切な評価が期待できるほか、マンション共用部リフォーム融資の金利引き下げ、「マンションすまい・る債」の利率上乗せ、購入時の「フラット35」の金利引き下げ、長寿命化工事を実施した翌年度の固定資産税を減額（諸条件あり）などのメリットがあります。詳しくは市ホームページをご覧ください。

☎ 谷和原庁舎住まい開発政策課（内線5406）



農振除外の申請はお済みですか？

農振法に基づく農業振興地域整備計画に定められた農用地区域内の土地を、農用地など



以外の用途にする場合には、農用地区域から除外する手続きが必要となります。

令和8年度の農振地区域内農用地の除外申請を、下記のとおり受け付けますので、転用事業計画のある方は、受付期間内（期限厳守）に申請をお願いします。なお、申請書類に不備などがある場合には、修正後に受け付けますので、余裕を持った申請をお願いします。

▶受付期間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）

○6月協議分：4月1日(水)～30日(木)

○10月協議分：8月3日(月)～31日(月)

○令和9年2月協議分：12月1日(火)～28日(月)

☎ 谷和原庁舎産業経済課（内線3103）

危険なブロック塀などの撤去費用を補助します

危険なブロック塀などの倒壊による人的被害を未然に防ぐため、撤去費用の一部を補助します。補助を受けるためには、撤去工事前に申請が必要です。

▶補助対象：下記の要件を満たすブロック塀などの全部または一部の撤去

○通学路または災害時の避難路に面しているもの

○組積造または補強コンクリートブロック造のもの

○道路面からの高さが80cmを超えるものなど

▶申込期間：4月15日(水)～7月31日(金)午後5時15分

▶受付予定件数：3件 ※受付予定件数に達した時点で終了

▶補助額：下記の①、②のいずれか低い方に2/3を掛けた額（上限10万円）

①撤去に係る費用

②撤去する部分の延長に1mあたり1万4,000円を掛けた額

☎ 谷和原庁舎住まい開発政策課（内線5402）



相談

常陽銀行 年金相談

常陽銀行委託の社会保険労務士が無料でご相談に応じます。

▶予約方法：下記問い合わせ先までお電話またはホームページから申し込み



▶日時：4月13日(月) 午前10時～11時30分、午後0時30分～3時

▶場所：常陽銀行伊奈支店(谷井田2215-2)
☎ 常陽銀行伊奈支店 ☎ 029-300-2844



【期間限定】市公式ホームページの 広告掲載料が2,000円/月に！

市制施行20周年を記念して、バナー広告の月額料金を期間限定で15,000円から2,000円に変更します！

※11月までに申請された、12月までに掲載されるものが対象
詳しくは市ホームページをご覧ください。



・月間平均アクセス数は約34万件！ ☎ 伊奈庁舎秘書広報課

・全ページに掲載！

(内線1105、1106)

お知らせ

募集

手続き・申請

相談

イベント